

改正の概要

山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領
(No.86)

1 改正内容

①要領名の変更

要領制定から約10年が経過し、積算疑義は、本格実施していることから、要領名から「試行」を削除する。

改正前 山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領

改正後 山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領

②積算疑義申立ての対象の変更

積算疑義申立ての対象としないことができる入札について、入札参加者が全て同額の入札をした場合で、かつ入札額が最低制限価格又は調査基準額以上としているところを、最低制限価格又は判断基準額（判断基準額がない入札は調査基準価格）以上に変更する。（別紙1参照）

2 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表	
新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 最低制限価格 山口市建設工事最低制限価格制度実施要領第3条に規定する最低制限価格をいう。</p> <p>(2) 調査基準価格 山口市低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格をいう。</p> <p><u>(3) 判断基準額 山口市低入札価格調査実施要領第4条に規定する判断基準額をいう。</u></p> <p><u>(4) 入札参加者 次条の規定による対象入札に参加した者（無効となる入札をした者、入札辞退をした者及び失格となった者を除く。）</u></p> <p>(省略)</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第4条 第2条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事であるため、落札決定を保留する」旨を入札参加者に伝え、入札を終了するものとする。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義申立ての対象としないことができる。</p> <p>(1) 入札参加者の全てが同額で入札をした場合であって、その額が最低制限価格又は<u>判断基準額（判断基準額がない入札にあっ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 最低制限価格 山口市建設工事最低制限価格制度実施要領第3条に規定する最低制限価格をいう。</p> <p>(2) 調査基準価格 山口市低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格をいう。</p> <hr/> <p><u>(3) 入札参加者 次条の規定による対象入札に参加した者（無効となる入札をした者、入札辞退をした者及び失格となった者を除く。）</u></p> <p>(省略)</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第4条 第2条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事であるため、落札決定を保留する」旨を入札参加者に伝え、入札を終了するものとする。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義申立ての対象としないことができる。</p> <p>(1) 入札参加者の全てが同額で入札をした場合であって、その額が最低制限価格又は<u>調査基準価格</u></p>

ては調査基準価格以上である入札

- (2) 入札参加者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は**判断基準額（判断基準額がない入札にあつては調査基準価格）**以上である入札

(省略)

(疑義申立てへの対応)

第10条 積算疑義の申立てがあつた入札の取扱いは、第6条の積算内容の確認結果に基づき次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
(2) 積算内容に誤りがあるときは、設計金額並びに最低制限価格又は調査基準価格、**判断基準額及び山口市低入札価格調査実施要領第10条**に規定する数値的判断基準を修正し、落札候補者の変更又は落札者の決定等の入札事務を続行する。また、既に公表済みの入札結果及び工事積算内訳書は、速やかに修正し、インターネットを利用して再度公表する。

(省略)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

_____以上である入札

- (2) 入札参加者が1者の場合であつて、その入札額が最低制限価格又は**調査基準価格** _____以上である入札

(省略)

(疑義申立てへの対応)

第10条 積算疑義の申立てがあつた入札の取扱いは、第6条の積算内容の確認結果に基づき次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
(2) 積算内容に誤りがあるときは、設計金額並びに最低制限価格又は調査基準価格、**山口市低入札価格調査実施要領第4条に規定する判断基準額及び同** _____要領第10条に規定する数値的判断基準を修正し、落札候補者の変更又は落札者の決定等の入札事務を続行する。また、既に公表済みの入札結果及び工事積算内訳書は、速やかに修正し、インターネットを利用して再度公表する。

(省略)